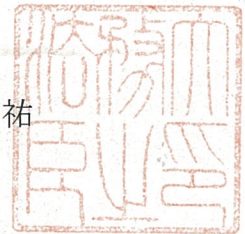


行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中理司 様

法務大臣 鈴木馨祐



令和7年5月30日受付第379号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称（行政文書開示請求書に記載された内容）
平成24年に刑事分野の判検交流を止めた際に作成し、又は取得した文書
- 2 不開示とした理由
開示請求に係る上記1の行政文書を作成又は取得しておらず、又は保存期間満了により既に廃棄済みであり、保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

※ 担当課等 法務省大臣官房人事課検察官人事第一係 03-3580-4111(内線2126)